

○苫小牧市建築基準法施行細則

昭和43年5月1日

規則第19号

改正 昭和49年3月27日規則第7号

昭和52年10月20日規則第45号

昭和55年3月31日規則第7号

昭和59年4月23日規則第24号

昭和61年3月28日規則第7号

昭和62年12月30日規則第34号

平成5年6月25日規則第27号

平成6年10月11日規則第37号

平成9年5月27日規則第23号

平成9年6月27日規則第30号

平成10年8月7日規則第32号

平成11年3月31日規則第13号

平成11年4月30日規則第20号

平成12年3月27日規則第5号

平成12年3月31日規則第6号

平成12年12月28日規則第45号

平成13年1月31日規則第1号

平成13年12月28日規則第49号

平成15年3月31日規則第15号

平成16年3月31日規則第11号

平成17年4月1日規則第17号

平成17年5月31日規則第22号

平成19年3月30日規則第17号

平成20年3月31日規則第19号

平成26年12月18日規則第47号
平成27年7月6日規則第18号
平成28年5月31日規則第22号
平成30年3月30日規則第7号
平成30年12月21日規則第36号
令和元年9月25日規則第7号
令和2年3月30日規則第6号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）並びに苫小牧市建築基準法施行条例（昭和43年条例第11号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(適用除外)

第1条の2 この規則の規定は、法第77条の18から第77条の21までの規定により国土交通大臣又は北海道知事が指定した者が行う法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は法第7条の2第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の検査の業務については、第3条から第3条の8まで及び第6条の3の規定を除き適用しない。

(手続の特例)

第2条 法、令、施行規則及びこの規則により申請又は届出をしようとする者が、未成年者又は成年被後見人であるときはその法定代理人、被保佐人であるときはその保佐人が連署し、法人であるときはその名称及び代表者の氏名を記載しなければならない。

2 申請又は届出をしようとする者が、建築主と相違する場合は、建築主の委任の旨を証する書面を添付しなければならない。

(し尿浄化槽を設ける区域のうち衛生上特に支障がある区域の指定)

第3条 令第32条第1項第1号の表に規定するし尿浄化槽を設ける区域のうち衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、苫小牧市全域（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画のある区域で特に市長が認めるものを除く。）とする。

(建築設備等の構造計算の基準)

第3条の2 建築設備のうち法第20条第1号から第3号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、冷却塔、煙突その他これらに類するもの（以下「屋上水槽等」という。）につき条例第18条第2項に規定する構造計算をするときは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 屋上水槽等及びその支持構造部、屋上水槽等の支持構造部への取付け部分並びに屋上水槽等又はその支持構造部の建築物の構造耐力上主要な部分への取付け部分は、荷重及び外力によつて当該部分に生じる力（次の表に掲げる式によつて計算した長期及び短期の各力をいう。）に対して安全上支障のないことを確認すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	計算式	備考
長期に生じる力	常時	$G+P$	
	積雪時	$G+P+S$	
短期に生じる力	積雪時	$G+P+S$	
	暴風時	$G+P+W$ $G+P+0.5S+W$	

			ものとする。
	地震時	$G+P+0.5S+K$	
<p>この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。</p> <p>G 屋上水槽等及びその支持構造部の固定荷重によつて生じる力</p> <p>P 屋上水槽等の積載荷重によつて生じる力</p> <p>S 令第86条に規定する積雪荷重によつて生じる力</p> <p>W 風圧力によつて生じる力</p> <p>風圧力によつて生じる力を計算する場合において、風圧力は、次のアによる速度圧に次のイに定める風力係数を乗じて計算した数値とするものとする。ただし、屋上水槽等又はその支持構造部の前面にルーバー等の有効な遮へい物がある場合においては、当該数値から当該数値の4分の1を超えない数値を減じた数値とすることができる。</p> <p>ア 速度圧は、令第87条第2項の規定に準じて定めること。この場合において、同項中「建築物の屋根の高さ」とあるのは、「屋上水槽等又はその支持構造部の地盤面からの高さ」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 風力係数は、令第87条第4項の規定に準じて定めること。</p> <p>K 地震力によつて生じる力</p> <p>地震力によつて生じる力を計算する場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、次の式によつて計算した数値とするものとする。ただし、屋上水槽等又は屋上水槽等の部分の転倒、移動等による危害を防止するための有効な措置が講じられている場合にあつては、当該数値から当該数値の2分の1を超えない数値を減じた数値とすることができる。</p> <p>$P=kw$</p> <p>（この式において、P、k及びwは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>P 地震力（単位 ニュートン）</p>			

k 水平震度（令第88条第1項に規定するZの数値に1.0以上の数値を乗じて得た数値とする。）

w 屋上水槽等及びその支持構造部の固定荷重と屋上水槽等の積載荷重との和に積雪荷重を加えた数値（単位 ニュートン）

(2) 屋上水槽等又はその支持構造部が緊結される建築物の構造上主要な部分は、屋上水槽等又はその支持構造部から伝達される力に対して安全上支障のないことを確認すること。

2 法第88条第1項に規定する工作物のうち、令第138条第1項第3号及び第4号並びに第2項第1号に掲げる広告塔又は高架水槽等及び乗用エレベーター又はエスカレーター（以下「工作物等」という。）につき条例第18条第2項に規定する構造計算をするときは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 工作物等の構造耐力上主要な部分の各部分に生じる力を、次の表に掲げる式によつて計算すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	計算式
長期に生じる力	常時	$G+P$
	積雪時	$G+P+S$
短期に生じる力	積雪時	$G+P+S$
	暴風時	$G+P+W$
		$G+P+0.5S+W$
地震時	$G+P+0.5S+K$	

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G 工作物等の固定荷重によつて生じる力

P 工作物等の積載荷重によつて生じる力

S 令第86条に規定する積雪荷重によつて生じる力

W 令第87条に規定する風圧力によつて生じる力（風圧力によつて生じる力

を計算する場合において、同条中「建築物の屋根の高さ」とあるのは、「工作物等の高さ」と読み替えるものとする。）

K 地震力によつて生じる力

地震力によつて生じる力を計算する場合において、地震力は、次の式によつて計算した数値とするものとする。ただし、工作物等の規模や構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算できる場合においては、当該荷重とすることができる。

$$P = kw$$

（この式において、P、k及びwは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 地震力（単位 ニュートン）

k 水平震度（令第88条第1項に規定するZの数値に0.5以上の数値を乗じて得た数値とする。）

w 工作物等の固定荷重と積載荷重との和に積雪荷重を加えた数値（単位 ニュートン）

(2) 前号の規定によつて計算した構造耐力上主要な部分の各部分に生じる力に対し、構造耐力上安全であることを確かめること。

(3) 工作物等の地下部分については、地下部分に作用する地震力により生じる力及び地上部分から伝えられる地震力により生じる力に対して構造耐力上安全であることを確かめること。構造耐力上安全であることを確かめる場合において、地下部分に作用する地震力は、工作物等の地下部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算するものとする。ただし、工作物等の規模や構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算できる場合においては、当該荷重とすることができる。

$$k \geq 0.1 (1 - (H/40)) Z$$

（この式において、k、H及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

k 水平震度

H 工作物等の地下部分の各部分の地盤面からの深さ（20を超えるときは20とする。）（単位 メートル）

Z 令第88条第1項に規定するZの数値）

（積雪荷重）

第3条の3 令第86条第3項に規定する垂直積雪量の数値は、70センチメートルとする。

2 令第86条第4項に規定する屋根の積雪荷重の数値を計算すべき場合における同条第1項の積雪荷重に乗すべき数値は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める数値とすることができる。

(1) 屋根ふき材が金属板の場合 1.62から屋根の勾配の角度に0.03を乗じて得た数値を控除して得られる数値

(2) 屋根ふき材が繊維強化セメント板の場合又はこれに類する材料で平滑にふいた場合 1.50から屋根の勾配の角度に0.025を乗じて得た数値を控除して得られる数値

（防寒構造）

第3条の4 条例第9条に規定する規則で定める防寒構造は、次に掲げるところによる。

(1) ア又はイに掲げる要件に該当すること。

ア 次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 住宅（重ね建住宅、連続建住宅及び共同住宅にあつては、住戸。以下この条において同じ。）の熱損失係数（内外の温度差が1度である場合において、1平方メートル当たり流出する熱量をワットで表した数値をいう。以下同じ。）は、1.8以下とすること。ただし、住宅の年間暖冷房負荷（1年間における暖房負荷及び冷房負荷の合計をメガジュールで表した数値を、住宅の床面積の合計を平方メートルで表した数値で除して得た数値をいう。以下同じ。）を470以下とする場合にあつては、この限りでない。

(イ) 住宅の床面積 1 平方メートル当たり相当隙間面積を 5.0 平方センチメートル以下とすること。

イ 次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。）又はその直下の天井、外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井、壁、床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆つたもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。以下同じ。）及び開口部並びに外周が外気等に接する土間床等については、断熱、結露防止及び気密のための措置を講じた構造（以下「断熱構造」という。）とすること。ただし、次の表のいずれかの項に該当するもの又はこれらに類するものについては、この限りでない。

(1)	居室に面する部位が断熱構造となつている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位
(2)	外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁
(3)	断熱構造となつている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの

(イ) 躯体（屋根又はその直下の天井、外気等に接する土間床等をいう。以下同じ。）を（ア）に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、躯体の設計、断熱材の施工及び気密層（気密性の高い材で構成される層をいう。）の施工について、別に定める基準によること。

(ウ) 開口部を（ア）に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、開口部の熱貫流率（内外の温度差が 1 度である場合において、1 平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値をいう。以下同じ。）並びに開口部の建具の性能及び施工について、別に定める基準によること。

(2) 住宅における適性な換気量を確保するため、換気回数を住宅全体で 1 時

間につき0.5回以上とすることを設計条件として、全般換気（生活用品又は建材から発生する化学物質又は臭気、生活に伴い発生する水蒸気その他一般的に想定される室内空気汚染物質の排出のための住宅全体を対象とした換気をいう。以下同じ。）のための換気計画（新鮮空気（室内空気汚染物質を含まないとみなすことができる外気をいう。）の流入及び流出の経路を考慮してなされる全般換気及び局所換気（汚染物質が発生する場所の局所的な換気をいう。）のための計画をいう。）を策定し、当該計画に基づいた設計及び施工を行うこと。

- 2 前項第1号ア（ア）の熱損失係数及び年間暖冷房負荷並びに同号ア（イ）の床面積1平方メートル当たり相当隙間面積の算出方法は、別に定めるところによる。

（条例第14条第1項に規定する規則で定める準耐火建築物）

第3条の5 条例第14条第1項に規定する規則で定める準耐火建築物は、令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合するもの（同条第2号に掲げる技術的基準に適合するものを除く。）とする。

（百貨店と道路との関係）

第3条の6 条例第24条に規定する市長が安全上支障がないものとして規則で定める場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

- (1) 敷地の外周の5分の1以上が道路に面すること。
- (2) 建築物の主要な出入口の存する面と異なる面に、避難上有効な出入口（避難上有効な位置にあり、かつ、避難上有効な幅を有する出入口をいう。以下同じ。）を設けること。
- (3) 避難上有効な出入口が、道路に有効に通じる幅員6メートル以上の敷地内通路に面すること。
- (4) 敷地には、前号に規定する敷地内通路の出入口のほか、道路に有効に通じる幅6メートル以上の出入口を設けること。

- 2 法第43条第2項第2号の規定により特定行政庁の許可を受けた百貨店に対

する前項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、これらの規定中「道路」とあるのは、「法第43条第2項第2号の規定による許可に係る道又は道路若しくは道に通じる通行可能な空地若しくは通路」とする。

(街区の角にある敷地等の指定)

第3条の7 法第53条第3項第2号の規定により指定する街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地は、次のとおりとする。

- (1) おおのの幅員が6メートル以上、かつ、その和が18メートル以上で、その内角が135度以下の2つの道路によつてできた角敷地で、その敷地の周囲の長さの3分の1以上がそれらの道路に接しているもの
- (2) おおの幅員が6メートル以上、かつ、その和が18メートル以上の2つの道路にはさまれた敷地で、その敷地の周囲の長さの3分の1以上がそれらの道路に接し、かつ、8分の1以上がおおのの道路に接するもの
- (3) 幅員が6メートル以上の道路と公園、広場、河川等に接し、前各号に準じるもの

(前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例)

第3条の8 令第130条の12第5号の規則で定める建築物の部分は、公共用歩廊及び道路の上空に設けられた渡り廊下と接続する敷地内の部分とする。

第4条及び第5条 削除

第2章 手続

(確認申請書等の添付書類)

第6条 条例第4条の2の規定の適用を受ける建築物に係る確認申請書又は計画通知書には、その計画に係る建築物の敷地とがけ（高さ2メートルを超えるものに限る。）との状況を示す断面図（がけの形状又は土質についても記載してあるもの）を添えなければならない。

- 2 工場若しくは危険物の貯蔵場若しくは処理場の用途に供する建築物又は令第138条第3項第1号若しくは第5号に掲げる工作物に係る確認申請書又は

計画通知書には、工場・危険物調書（第1号様式）を添えなければならない。

3 法第48条第1項から第13項までのただし書又は法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する許可を受けて増築し、又は用途を変更する場合及び法第51条に規定する建築物について令第130条の2の3第1項各号に定める規模の範囲内において増築し、又は用途を変更する場合の確認申請書又は計画通知書には、既存建築物実態調書（第2号様式）を添えなければならない。

4 法第86条の7に規定する建築物について令第137条の2から第137条の15までに定める規模の範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の様式替えをする場合の確認申請書又は計画通知書には、既存建築物実態調書を添えなければならない。

5 法第87条第3項第3号に規定する建築物について令第137条の19第2項に定める規模の範囲内において用途を変更する場合の確認申請書又は計画通知書には、既存建築物実態調書を添えなければならない。

6 確認申請書又は計画通知書にし尿浄化槽の申請が含まれる場合は、し尿浄化槽確認申請設計概要書（第3号様式）を添えなければならない。

（添付すべき図書の省略）

第6条の2 施行規則第1条の3第1項又は施行規則第3条第1項の規定により構造詳細図を添付することとされている建築物又は工作物に係る確認の申請をする場合において、当該申請に係る設計図書が建築士の作成したものであり、かつ、当該構造詳細図に示すべき事項を2面以上の断面図に示してあるときは、当該構造詳細図の添付を省略することができる。

2 敷地を異にする2以上の建築物でその平面計画、規模及び構造が同一であるものについて確認申請書を同時に2以上提出する場合は、敷地の位置が相互に近接しているときに限り、施行規則第1条の3第1項の表1の（ろ）項及び（は）項に掲げる図書は、一つの申請書にのみ添付し、その他の申請書

には添付することを省略することができる。ただし、建築主事が必要があると認めて指示したときは、この限りでない。

(建築物の建築に関する確認の特例)

第6条の3 令第10条第3号ハ又は第4号ハの規定により、条例の規定のうち規則で定める規定は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

- (1) 令第10条第3号に規定する建築物 条例第9条、条例第10条、条例第15条、条例第32条第2項及び第3項並びに条例第33条の規定
- (2) 令第10条第4号に規定する建築物 条例第9条、条例第10条、条例第15条第1項及び第3項、条例第32条第3項(第3号を除く。)並びに条例第41条の規定

(国等の建築物の特例)

第6条の4 法第18条に規定する国等の建築物については、第2条及び第16条から第18条までの規定は、適用しない。

(建築物の建築等に係る許可申請書の添付書類)

第7条 施行規則第10条の4第1項に規定する許可に係る申請書に添える同項の規則で定める図書又は書面は、施行規則第1条の3第1項の表1の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載した付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び市長が必要と認めて指示した資料(以下この条において「付近見取図等」という。)とする。

2 工場又は危険物の貯蔵場若しくは処理場の用途に供する建築物に係る次の各号の許可に係る申請書には、付近見取図等のほか、工場・危険物調書を添えなければならない。

- (1) 法第48条第1項から第13項までのただし書(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可
- (2) 法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可

(3) 法第85条第3項、第5項又は第6項の規定による許可

- 3 建築物を増築し、又は用途を変更する場合の前項第1号若しくは第2号の許可又は法第87条の3第3項、第5項若しくは第6項の規定による許可に係る申請書には、付近見取図等のほか、既存建築物実態調書を添えなければならない。

(工作物の築造に係る許可申請書の添付書類)

第7条の2 施行規則第10条の4第4項に規定する許可に係る申請書に添える同項の規則で定める図書は、施行規則第3条第2項の表の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載した付近見取図、配置図、平面図又は横断面図及び側面図又は縦断面図並びに市長が必要と認めて指示した資料とする。

- 2 令第138条第3項第1号又は第5号に掲げる工作物に係る前項に規定する許可に係る申請書には、前項に定める図書のほか、工場・危険物調書を添えなければならない。

(認定申請及び添付書類)

第7条の3 次に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書(第4号様式)に施行規則第1条の3第1項の表1の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載した付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び断面図並びに市長が必要と認めて指示した資料を添えて、申請しなければならない。

- (1) 法第3条第1項第4号の規定による認定
- (2) 条例第2条第1項ただし書(条例第3条第3項において準用する場合を含む。)の規定による認定
- (3) 条例第4条ただし書の規定による認定
- (4) 条例第20条ただし書の規定による認定
- (5) 条例第30条第1項ただし書の規定による認定
- (6) 条例第45条の規定による認定
- (7) 条例第46条の規定による認定
- (8) 条例第53条の規定による認定

2 施行規則第10条の4の2第1項に規定する認定に係る申請書に添える同項の規則で定める図書は、施行規則第1条の3第1項の表1の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載した付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び断面図並びに市長が必要と認めて指示した資料とする。

(一の敷地とみなすことによる制限の緩和に係る認定申請書等の添付書類)

第8条 施行規則第10条の16第1項第3号に規定する対象区域内の土地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得たことを証する書面、同条第3項第2号に規定する公告認定対象区域内にある土地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得たことを証する書面又は施行規則第10条の21第1項第2号に規定する取消対象区域内の土地について所有権若しくは借地権を有する者全員の合意を証する書面は、一敷地内認定(許可)建築物の認定・許可(取消し)に関する同意(合意)書(第5号様式)によるものとする。

2 施行規則第10条の16第1項から第3項までに規定する認定又は許可に係る申請書に添える同条第1項第4号、第2項第3号又は第3項第3号の規則で定める図書又は書面及び施行規則第10条の21第1項に規定する認定又は許可の取消しに係る申請書に添える同項第3号の規則で定める図書又は書面は、市長が必要と認めて指示した資料とする。

(許可の内容等の変更)

第9条 第7条、第7条の2、第7条の3第2項又は前条第2項に規定する許可又は認定を受けた建築物又は工作物について、当該許可又は認定に係る内容を変更しようとする者は、許可・認定内容変更承認申請書(第6号様式)に変更前の建築物又は工作物に係る許可若しくは認定及びその変更の内容を明らかにした設計図書を添えて市長の承認を受けなければならない。ただし、設計図書の記載事項に変更がない場合は、当該設計図書を添えることを要しない。

2 法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは

第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により確認を受けた建築物等について工事の完了前に当該確認に係る内容に関し同項の規定により計画の変更に係る確認を要する変更以外の変更をしようとする者は、確認を受けた内容の変更届(第7号様式)を、変更前の建築物等に係る確認済証、変更の内容を明らかにした設計図書及び建築計画概要書を添えて、建築主事に提出しなければならない。ただし、設計図書又は建築計画概要書の記載事項に変更がない場合は、これら図書を添えることを要しない。

(道路の位置の指定及びその変更又は廃止の申請)

第10条 施行規則第9条の規定による申請は、道路の位置の指定(変更・廃止)申請書(第8号様式)により行うものとする。

2 法第42条第1項第5号の規定により指定を受けた道路を廃止し、又はその位置を変更しようとする場合は、指定の申請の手續に準じて道路以外の敷地となる土地及びそれらの土地に接する土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて市長に提出しなければならない。

3 法第42条第1項第5号の規定により指定を受けた者又は前項の申請により変更を認められた者は、指定又は変更の通知のあつた日から6月以内にその道路の築造を完了し、築造届(第9号様式)を市長に届け出て検査を受けなければならない。

4 法第42条第1項第5号の規定により築造した道路は、当該道路の曲り角及び終端の両側に断面10センチメートル角、長さ45センチメートル以上のコンクリート若しくは石の標杭を埋設し、又は道路の排水に有効な側溝を設ける等の方法により、その位置を標示しなければならない。

5 第1項及び第2項により築造した道路は、その位置及び幅員を常に有効に保持し、かつ、公共の用に供し得るものでなければならない。

(許可、認定又は承認の通知)

第11条 市長又は建築主事は、申請に対して許可、認定若しくは承認をしたとき又は許可、認定若しくは承認ができないときは、所要の事項を記載し、申請者に通知しなければならない。

(名義変更、取り下げ又は取りやめの届出)

第12条 許可、認定又は確認(第8条第2項に規定する認定又は許可を除く。)を受けた建築主は、法第7条第5項(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する検査済証の交付を受ける前(応急仮設建築物に係る存続の許可の場合にあつては、その存続期間の満了する前)にその名義を変更したときは、遅滞なく、新たに建築主となつた者と連署し、名義変更届(第10号様式)を、許可若しくは認定に係る通知書又は確認済証を添えて、市長又は建築主事に提出しなければならない。

2 建築主は、許可、認定、指定(以下「許可等」という。)又は確認を受けようとして提出した申請書を許可等に係る通知書又は確認済証の交付を受ける前に取り下げるときは、取り下げ届(第11号様式)を市長又は建築主事に提出しなければならない。

3 建築主は、許可又は確認を受けた行為を取りやめたときは、遅滞なく、許可に係る通知書又は確認済証を添えて、取りやめ届(第12号様式)を市長又は建築主事に提出しなければならない。

(維持保全に関する準則又は計画の作成等を要する建築物)

第13条 法第8条第2項第2号の特定行政庁が指定する建築物は、第16条第2項に規定する特定建築物(法第8条第2項第1号に該当する特殊建築物を除く。)とする。

第14条及び第15条 削除

(特定建築物の定期報告)

第16条 法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして令で定める建築物に係る施行規則第5条第1項に規定する特定行政庁が定める報告の時期は、次に掲げる期間とする。

- (1) 令第16条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物にあつては、平成29年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
 - (2) 令第16条第1項第3号に掲げる建築物（病院、診療所又は児童福祉施設等（令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。次項において同じ。）の用途に供するものに限る。）にあつては、平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
 - (3) 令第16条第1項第3号に掲げる建築物（ホテル又は旅館の用途に供するものに限る。）にあつては、平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
 - (4) 令第16条第1項第3号に掲げる建築物（共同住宅又は寄宿舎の用途に供するものに限る。）にあつては、平成29年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
 - (5) 令第16条第1項第3号に掲げる建築物（法別表第1（い）欄（四）項に掲げる用途に供するものに限る。）にあつては、毎年4月1日から9月30日まで
 - (6) 令第16条第1項第4号に掲げる建築物（体育館の用途に供するものに限る。）にあつては、平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
 - (7) 令第16条第1項第4号に掲げる建築物（令第115条の3第2号に掲げるものの用途に供するものに限る。）にあつては、平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで
- 2 法第12条第1項の特定行政庁が指定する特定建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分がそれぞれ同表の中欄に掲げる要件に該当するもの（同項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして令で定める建築物を除く。）とし、当該特定建築物に係る施行規則第5条第1項の特定行政庁が定める報告の時期は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。

用途	要件	報告の時期
----	----	-------

<p>劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 3階以上の階にあるもの（床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。以下この表において同じ。）</p> <p>2 床面積（客席又は集会室の部分に限る。）の合計が200平方メートルを超えるもの</p>	<p>平成29年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで</p>
<p>病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 3階以上の階にあるもの</p> <p>2 床面積の合計が500平方メートル（児童福祉施設等で収容施設のないものにあつては、1,000平方メートル）を超えるもの</p>	<p>平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで</p>
<p>ホテル又は旅館</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 3階以上の階にあるもの</p> <p>2 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>	<p>平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで</p>
<p>下宿、共同住宅又は寄宿舎</p>	<p>3階以上のものであつて、かつ、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>平成29年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで</p>
<p>学校又は体育館</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 3階以上の階にあるもの</p> <p>2 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで</p>
<p>ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 3階以上の階にあるもの</p>	<p>平成30年以後3年ごとの4月1日か</p>

又はスポーツの練習場	2 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	から9月30日まで
百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗 (床面積が10平方メートル以内のものを除く。)	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	毎年の4月1日から9月30日まで
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	次のいずれかに該当するもの 1 3階以上の階にあるもの 2 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	毎年の4月1日から9月30日まで
事務所その他これに類するもの	5階以上のものであつて、かつ、床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの	平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで

3 法第12条第1項の規定による報告は、当該報告の日前3月以内に調査し、作成したものによつてしなければならない。

(特定建築設備等の定期報告)

第17条 法第12条第3項の特定行政庁が指定する特定建築設備等は、前条第2項の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分がそれぞれ同表の中欄に掲げる要件に該当するものに設けられた機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備並びに法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けられた機械換気設備に限る。)、機械排煙設備(法第35条の規定により設けられた機械排煙設備に限る。)及び非常用の照明装置(法第35条の規定により設けられた非常照明装置に限る。)とする。

第18条 施行規則第6条第1項に規定する特定行政庁が定める報告の時期は、毎年における次に掲げる期間とする。

(1) 令第16条第3項第1号に掲げる昇降機にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア 基準月（法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の4においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月をいう。以下この号において同じ。）が1月又は6月から12月までである場合 当該基準月の2月前の月の1日から当該基準月の末日まで

イ 基準月が2月から5月までである場合 4月1日から6月30日まで

(2) 令第16条第3項第2号に掲げる防火設備にあつては、4月1日から9月30日まで

(3) 前条の特定建築設備等にあつては、4月1日から9月30日まで

2 法第12条第3項の規定による報告は、当該報告の日前3月以内に検査し、作成したものによつてしなければならない。

（工作物の定期報告）

第18条の2 施行規則第6条の2の2第1項に規定する特定行政庁が定める報告の時期は、毎年における次に掲げる期間とする。

(1) 令第138条第2項第1号に掲げるものにあつては、4月1日から9月30日まで

(2) 令第138条第2項第2号及び第3号に掲げるものにあつては、4月1日から6月30日まで

2 法第88条第1項において準用する法第12条第1項又は第3項の規定による報告は、当該報告の日前3月以内に検査し、作成したものによつてしなければならない。

（違反建築物等の公告）

第19条 法第9条第13項（法第10条第4項又は法第88条第1項、第2項若しくは第4項又は法第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告の標識は、第13号様式により当該建築場所に設置するものとする。

(工事監理者の表示)

第20条 法第5条の6第4項の規定により建築主が工事監理者を定めたときは、当該工事現場の見やすい場所に工事監理者たる建築士の名称、登録番号及び氏名を表示しなければならない。

(不適合建築物等の届出)

第21条 既存の建築物又は当該建築物の部分が用途地域、高度利用地区又は防火地域若しくは準防火地域に関する都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項に規定する都市計画(次項において「都市計画」という。)の決定又は変更により法第48条第1項から第13項まで、法第52条第1項、第2項、第7項若しくは第8項、法第59条第1項又は法第61条の規定に適合しなくなった場合は、当該建築物の所有者又は管理者は、当該決定又は変更の日における当該建築物又は建築物の部分の状況を既存建築物の実態届出書(第14号様式)により当該決定又は変更の日から30日以内に市長に届け出なければならない。

2 既存の工作物が用途地域に関する都市計画の決定又は変更により法第88条第2項において準用する法第48条第1項から第11項までの規定に適合しなくなった場合は、当該工作物の所有者又は管理者は、当該決定又は変更の日における当該工作物の状況を既存工作物の実態届出書(第15号様式)により当該決定又は変更の日から30日以内に市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定は現に工事中の建築物又は建築物の部分について、前項の規定は現に工事中の工作物について準用する。この場合において、第1項中「所有者又は管理者」とあるのは「建築主」と、「当該決定又は変更の日」とあるのは「当該工事の完了の日」と、前項中「所有者又は管理者」とあるのは「築造主」と、「当該決定又は変更の日」とあるのは「当該工事の完了の日」と読み替えるものとする。

(磁気ディスク等による手続を行うことができる区域の指定)

第22条 施行規則第11条の3第1項の規定により市長が指定する区域は、本市

全域とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(建築設備等の届出)

2 この規則の施行の際、工事中又は現に存する第18条第1項に規定する建築設備等の所有者又は建築主は、昭和43年6月末日までに別記第18号様式により市長に届け出なければならない。

(定期報告の始期)

3 この規則の施行後、最初に行なう法第12条第1項の規定による報告は、次の各号に定める年から施行する。

(1) 第18条第1項の表中(1)の項及び(2)の項に掲げる建築物にあつては、昭和45年

(2) 第18条第1項の表中(3)の項に掲げる建築物にあつては、昭和43年

(3) 第18条第1項の表中(4)の項から(7)の項までに掲げる建築物にあつては、昭和44年

(令和2年4月から令和3年1月までの間の報告に係る昇降機に関する特例)

4 令第16条第3項第1号に掲げる昇降機について令和2年4月1日から令和3年1月31日までの間に法第12条第3項の規定による報告が行われた場合における当該昇降機に係る第18条第1項の規定の適用については、同項第1号ア中「法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の4においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日」とあるのは、「令和2年4月1日から令和3年1月31日までの間に行われた報告の日」とする。

附 則（昭和49年3月27日規則第7号改正）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(定期報告の始期)
- 2 この規則の施行後最初に行なう法第12条第1項及び第2項の規定による報告は、次の各号に定める年から施行する。
 - (1) 第16条第1項の表の(1)項及び(6)項に掲げる建築物にあつては、昭和49年
 - (2) 第16条第1項の表の(2)項及び(5)項に掲げる建築物にあつては、昭和50年
 - (3) 第16条第1項の表の(3)項及び(4)項に掲げる建築物にあつては、昭和51年
 - (4) 第17条第1項各号及び第2項各号に掲げる建築物設備等にあつては、昭和49年

附 則 (昭和52年10月20日規則第45号改正)

この規則は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月31日規則第7号改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
(定期報告の始期)
- 2 この規則の施行後最初に行う建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第1項及び第2項の規定による報告は、次の各号に定める年から施行する。
 - (1) この規則による改正後の苫小牧市建築基準法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第16条第1項の表の(ア)欄に掲げる用途に供する建築物であつて地下街に存するもの(床面積の合計が1,500平方メートル以下の地下街に存するものを除く。以下「地下街建築物」という。)にあつては、昭和55年
 - (2) 改正後の規則第16条第1項の表の(ア)欄の(2)項、(5)項及び(7)項に掲げる用途に供する建築物(地下街建築物を除く。)にあつては、昭和55年

(第16条第1項の#欄(2)項に掲げる病院又は診療所の用途に供する建築物(地下街建築物を除く。))にあつては、昭和58年)

(3) 改正後の規則第16条第1項の表の(ア)欄の(1)項及び(4)項に掲げる用途に供する建築物(地下街建築物を除く。))にあつては、昭和56年

(4) 改正後の規則第16条第1項の表の(ア)欄の(3)項及び(6)項に掲げる用途に供する建築物(地下街建築物を除く。))にあつては、昭和57年

(5) 改正後の規則第17条第1項各号及び第2項各号に掲げる建築設備等にあつては、昭和55年

附 則(昭和59年4月23日規則第24号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年3月28日規則第7号改正)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年12月30日規則第34号改正)

この規則は、昭和63年1月1日から施行する。

附 則(平成5年6月25日規則第27号改正)

1 この規則は、平成5年6月25日から施行する。

2 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)

第1条の規定による改正後の都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による用途地域に関する都市計画の決定に係る告示の日までの間は、この規則による改正後の苦小牧市建築基準法施行細則第6条第3項、第7条第1項第3号及び第6号、第7条の2第1項、第7条の3、第8条第1項(法第86条第10項に関する部分に限る。)、第21条並びに第22条の規定は適用せず、この条例による改正前の苦小牧市建築基準法施行細則第6条第3項、第7条第1項第3号、第7条の2、第7条の3、第8条第1項(法第86条第9項に関する部分に限る。)、第21条及び第22条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成6年10月11日規則第37号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年5月27日規則第23号改正）

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成9年6月27日規則第30号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年8月7日規則第32号改正）

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第13号改正抄）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月30日規則第20号改正）

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日規則第5号改正）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第6号改正）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月28日規則第45号改正）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年1月31日規則第1号改正）

この規則は、平成13年2月1日から施行する。ただし、第3条の2第1項の改正規定及び第14号様式から第15号様式の2までの改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月28日規則第49号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第15号改正）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第11号改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第17号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年5月31日規則第22号改正）

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第17号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第19号改正）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の苦小牧市建築基準法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項又は第3項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する調査又は検査（以下「調査等」という。）を開始するものに係るこれらの規定による報告（以下「報告」という。）について適用し、同日前に調査等を開始したものに係る報告については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月18日規則第47号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年7月6日規則第18号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年5月31日規則第22号改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の建築基準法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第16条第1項若しくは第2項、第18条第1項又は第18条の2第1項の規定により平成28年中に行うこととなる建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）による改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「改正後の法」という。）第12条第1項又は第3項（これらの規定を改正後の法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告

は、これらの規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成29年3月31日までに行うものとする。

- 3 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号）附則第2条第4項に規定する小荷物専用昇降機及び防火設備に関する改正後の法第12条第3項の規定による報告に対する改正後の規則第18条第1項の規定の適用については、平成31年3月31日までの間は、同項中「毎年における次に」とあるのは「次に」と、同項第1号中「前回の報告の日（建築主が当該昇降機を新たに設置した場合における最初の報告（施行規則第6条第1項の規定により除かれた時期の直後のものをいう。）にあつては、法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日）の属する月の2月前の月の1日から当該属する月の2月後の月（この月が報告すべき年の次の年に属することとなる場合にあつては、報告すべき年の12月）の末日」とあるのは「平成30年4月1日から同年12月31日」と、同項第2号中「4月1日から9月30日」とあるのは「平成30年4月1日から同年9月30日」とする。

附 則（平成30年3月30日規則第7号改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日規則第36号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月25日規則第7号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第6号改正）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第16条第1項第5号の改正規定 公布の日
 - (2) 次項の規定 令和2年4月1日
- 2 この規則による改正前の苫小牧市建築基準法施行細則（以下「改正前の規

則」という。)第18条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定によりこの規則の施行の前に行うこととされる建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定による報告は、改正前の規則第18条第1項の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和3年1月31日までの間に行わなければならない。

第1号様式(第6条、第7条、第7条の2関係)

(表)

工場・危険物調書						
建築主の氏名				工事種別	新築、増築、改築、移転、用途変更、その他	
建築位置						
用途地域				防火地域	防火、準防火、指定なし	
工場に関する事項						
	申請部分	申請以外の部分	合計	作業場の面積		
敷地面積	m ²	m ²	m ²	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
延べ面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
業種			原料名	製品名		
申請部分の用途						
作業方法						
危険物	イ 裏面のとおりに			ロ なし		
設備概要		機械の種類		台数	出力	
	新設			台	KW	
	小計			台	KW	
	既設			台	KW	
	小計			台	KW	
	合計			台	KW	

(裏)

危険物に関する事項								
事業内容						敷地面積 m ²		
建築物の延べ面積		m ² 貯蔵場の延べ面積		m ²		処理場の延べ面積 m ²		
	危険物の種類等				危険物の貯蔵量及び処理量			
	種類	類別・品名	性質	用途	最大貯蔵量	係数	最大処理量	係数
地上								
地下								
危険物の貯蔵・処理方法その他の参考となる事項								

第2号様式

既存建築物実態調査書							
建築主の住所氏名							
建築位置							
地域・地区							
建築物の主要用途							
業態及び操業の概要							
不適合該当条項							
敷地面積 と建築物 の規模	区分	基準時	第1次増(改) 築年月日	第2次増(改) 築年月日	第3次増(改) 築年月日		
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	m ²		
	建築面積						
	延べ面積						
	原動機 出力数	計 KW	計 KW	計 KW	計 KW		
	機械台数	台	台	台	台		
増(改)築 後の建築物 の概要	棟別用途	構造	各階の床面積				
			1階	2階	3階	計	
	(1)			m ²	m ²	m ²	m ²
	(2)						
	(3)						
	(4)						
(5)							
この調査に記載した事項は、事実に相違ありません。							
年 月 日							
					建築主氏名	印	

第3号様式(第6条関係)

し尿浄化槽確認申請設計概要書

年 月 日

苫小牧市長 様

設置者住所 _____
 (浄化槽管理者) 氏名 _____ 印
 [法人にあつては、主たる事務
 所の所在地及び代表者の氏名]
 電話番号 _____

し尿浄化槽を設置したいので、建築基準法第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

1	設置場所				
2	種類	① 処理方式名	(告示第 号)		
		② 浄化槽法に基づく型式 認定浄化槽	名称	認定番号	(年 月 日)
3	当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積等	① 建築物の用途			
		② 構造	木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造その他()	③階数	④延べ面積 m ²
4	処理対象人員等	(類似用途別番号)			
		建築用途	単位当たり算定人員	算定床面積等	算定人員
		()			人
		()			
		()			
	計				
	② 処理対象汚水量	排水要素	処理対象人員等	単位汚水量	汚水量 (m ³ /日)
計					
5	処理能力	①処理人槽	人槽	②日平均汚水量	m ³ /日
		③BOD除去率	%	④放流BOD	mg/l
6	放流先又は放流方法	① 側溝 ② 河川 ③ 湖沼 ④ 海域 ⑤ 地下浸透			
		⑥その他()			
7	工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号等	氏名又は名称			
		登録番号	(登一)第 号	届出番号	(届一)第 号
8	着工予定年月日	年 月 日	工事完了予定年月日	年 月 日	
9	使用開始予定年月日	年 月 日			

10 付近の見取図								
11 その他特記すべき事項								
12 行 政 庁 記 入 欄	種 類 等	スクリーン設備				流量 調整 槽	汚 泥 処 理 備	
		砂溜 まり	スク リー ン	荒目	破砕機		汚泥 濃縮 貯留 槽	濃縮槽 ÷ 貯留槽
				細目	ばつ気			
	微細 目			沈砂池				
	使 用 開 始	使用開始年月日	年 月 日		使用開始報告	年 月 日		
	浄化槽管理者	住所				変 更	年 月 日	
		氏名				同上報告	年 月 日	
						電話番号		
	浄化槽管理者	住所				変 更	年 月 日	
		氏名				同上報告	年 月 日	
						電話番号		
	技 術 管 理 者	氏名						
変更		年 月 日	年 月 日		年 月 日			
報告		年 月 日	年 月 日		年 月 日			
特 記 事 項								

第4号様式(第7条の3関係)

認 定 申 請 書
(第1面)

建築基準法第 条 第 項第 号
苫小牧市建築基準法施行条例第 条 第 項 の規定による認定を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

苫小牧市長 様

年 月 日
申請者氏名 印

【1 申請者】

- 【ア 氏名のフリガナ】
- 【イ 氏名】
- 【ウ 郵便番号】
- 【エ 住所】
- 【オ 電話番号】

【2 設計者】

- 【ア 資格】 ()建築士 ()登録第 号
- 【イ 氏名】
- 【ウ 建築士事務所名】()建築士事務所()知事登録第 号
- 【エ 郵便番号】
- 【オ 所在地】
- 【カ 電話番号】

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※認定番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

(第2面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1 地名地番】	
【2 住居表示】	
【3 防火地域】	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし
【※4 その他の区域、地域、地区、街区】	
【5 道路】	
【ア 幅員】	
【イ 敷地と接している部分の長さ】	
【6 敷地面積】	
【ア 敷地面積】	(1) () () () () (2) () () () ()
【イ 用途地域等】	() () () ()
【ウ 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	() () () ()
【エ 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	() () () ()
【オ 敷地面積の合計】	(1) (2)
【カ 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】	
【キ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	
【ク 備考】	
【7 主要用途】	(区分)
【8 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
【9 建築面積】	(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
【ア 建築面積】	() () ()
【イ 建蔽率】	
【10 延べ面積】	(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
【ア 建築物全体】	() () ()
【イ 地階の住宅の部分】	() () ()
【ウ 共同住宅の共用の廊下等の部分】	() () ()
【エ 自動車車庫等の部分】	() () ()
【オ 住宅の部分】	() () ()
【カ 延べ面積】	
【キ 容積率】	
【11 建築物の数】	
【ア 申請に係る建築物の数】	
【イ 同一敷地内の他の建築物の数】	
【12 工事着手予定年月】	年 月
【13 工事完了予定年月】	年 月
【14 その他必要な事項】	
【15 備考】	

(第3面)

建築物別概要

【1 番号】

【2 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3 構造】 造 一部 造

【4 高さ】
【ア 最高の高さ】
【イ 最高の軒の高さ】

【5 用途別床面積】
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
【ア】 () () () () () ()
【イ】 () () () () () ()
【ウ】 () () () () () ()
【エ】 () () () () () ()
【オ】 () () () () () ()

【6 その他必要な事項】

【7 備考】

(注) ※印欄は、記入しないこと。

第5号様式(第8条関係)

一敷地内認定(許可)建築物の認定・許可(取消し)に関する同意(合意)書
 下表に掲げる者は、(申請者) が申請する建築基準法第 条 第 項
 の規定による認定・許可(取消し)に関し、同法第 条 第 項の規定により同意
 (合意)します。

1 番 号	2 1欄の土地の所在地	3 権利の種別	4 権利者住所氏名	印

- (注) 1 1欄には、敷地図に記載する番号を記入すること。
 2 3欄には、2欄に記載した土地についての権利の種別(所有権、借地権)を記入し
 てください。
 3 印鑑登録証明書及び土地の登記事項証明書を必ず添付してください。

今回申請の土地に関し所有者又は借地権を有する者は、上記のとおり相違ありませ
 ん。

苦小牧市長 様 年 月 日

申請者 住 所
 氏 名 印

第6号様式(第9条関係)

許可・認定内容変更承認申請書

先に許可・認定を受けた建築物について、内容の変更をしたいので、建築基準法施行細則第9条第1項の規定による許可・認定内容の変更承認を申請します。 年 月 日 苫小牧市長 様 申請者 住所 氏名 印			
建 築 場 所		地 域	
区 分	許 可 ・ 認 定 の 内 容	変 更 の 内 容	
用 途			
構 造			
敷 地 面 積	m ²		m ²
建 築 面 積	m ²		m ²
延 べ 面 積	m ²		m ²
制限を受ける用途に供する部分の床面積	m ²		m ²
原 動 機 出 力 数	KW		KW
その他の機械設備等			
本申請を必要とする理由			
上記申請を承認する。 年 月 日 第 号 苫小牧市長 印			
※指 示 事 項			
備 考			※受 付

(注)※印の欄は、申請者において記入しないこと。

第7号様式(第9条関係)

建築基準法施行細則第9条 第2項の規定による 確認を受けた内容の変更届		
建築主事 様		年 月 日
建築主 住所 氏 名		印
次の建築物(建築設備・工作物)について、法第6条第1項の規定による計画の変更に係る確認を要しない変更を行うので、その旨届出します。		
建 築 位 置		
確認年月日番号	年 月 日 第 号	
設 計 者	住所	氏名 印
変更の概要及び理由		
受 付	処 理 欄	備 考
	受 理 年 月 日	
	係 員 職・氏名・印	

※太わくの中のみ記入してください。

第8号様式(第10条関係)

その1 正本

正	道路の位置の指定(変更・廃止)申請書		
<p>建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定(変更・廃止)を申請します。</p> <p>この申請書及び添付図書に記載した事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>苫小牧市長 様 申請者氏名 印</p>			
1	申請者の住所		
2	申請の理由		
3	関係地位置		
4	道路の幅員	m	m
5	道路の延長	m	m
6	関係地番・地目		
7	承諾書	この図面のとおり道路の位置の指定(指定変更・指定廃止)を承諾します。	
ア	土地所有者の住所・氏名	印	
イ	土地使用者の住所・氏名	印	
ウ	建築物又は工作物所有者の住所氏名	印	
8	図面作製者の住所・氏名	印	
※ 受 付 欄		※ 指 定 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員印		係員印	

(注)記入にあたっては、副本の(注)の記載事項に注意すること。

第8号様式(第10条関係)

その1 副本

副	第 号	道路の位置の指定(変更・廃止)通知書		
この申請書及び添付図書に記載の道路の位置を指定(変更・廃止)しましたので通知します。				
年 月 日				
苦小牧市長 印				
1	申請者の住所氏名			
2	申請の理由			
3	関係地位置			
4	道路の幅員	m	m	m
5	道路の延長	m	m	m
6	関係地番・地目			
7	承諾書	この図面のとおりに道路の位置の指定(指定変更・指定廃止)を承諾します。		
ア	土地所有者の住所・氏名	印		
イ	土地使用者の住所・氏名	印		
ウ	建築物又は工作物所有者の住所氏名	印		
8	図面作製者の住所・氏名	印		
※ 指 定 条 件				

- (注) 1 6の欄の地番地目は、詳細に記入すること。
 2 7の欄に書ききれないときは、別紙に追加して記入すること。
 3 ※印の欄は、申請者において記入しないこと。

第8号様式(第10条関係)

その2

道路指定図(付近見取図・地籍図等)

※ 第 号

年 月 日

指 定 場 所	
※指 定	年 月 日
	第 号
※告 示	年 月 日
	第 号
申 請 者	
関 係 土 地 所 有 者	



凡 例	
	指 定 申 請 道 路
	指 定 道 路
	予 定 道 路
	既 存 道 路
	都 市 計 画 道 路
	不 分 明 道 路
	町 村 界
	大 字 界
	地 番 界
	既 存 木 造 建 築 物
	同 非 木 造 建 築 物
	予 定 建 築 物
	門 及 塙
	よ う 壁
	生 垣
	下 水 垣
	石 垣
	土 堤
	河
	方 位

第9号様式(第10条関係)

建築基準法施行細則第10条第3項の規定による
築 造 届

年 月 日

苫小牧市長 様

住 所
申請者
氏 名 印
電 話 局 番

道路の位置	
申 請	年 月 日
施 工 通 知	第 号
	年 月 日
工 事 完 了	年 月 日
備 考	※ 受 付

(注)※印の欄は、申請者において記入しないこと。

第10号様式(第12条関係)

建築基準法施行細則 第12条第1項の規定による			名 義 変 更 届		
苫小牧市長(又は建築主事)		様	年 月 日	旧建築主 住所 氏名 印 新建築主 住所 氏名 印	
名義変更をしたので、次のとおり届出します。					
建 築 位 置			_____		
確認又は許可(認定)			年 月 日 第 _____ 号		
名義変更年月日			年 月 日		
理 由 					
受 付		処 理 欄		備 考	
_____		受 理 年 月 日		_____	
		係 員 職・氏名・印			

※太わくの中のみ記入してください。

第11号様式(第12条関係)

建築基準法施行細則 取り下げ届 第12条第2項の規定による			
苫小牧市長(又は建築主事) 様		年 月 日	
建築主 住所 氏 名		印	
さきに確認(許可・認定・認可・指定)を受けようとして提出した次の建築物(工作物・建築設備)に係る申請を取り下げますので、その旨届出します。			
建 築 位 置			
主 要 用 途			
理 由			
受 付	処 理 欄	備 考	
	受 理		
			年 月 日
	係 員		職・氏名・印

※太わくの中のみ記入してください。

第12号様式(第12条関係)

建築基準法施行細則 取りやめ届 第12条第3項の規定による			
苫小牧市長(又は建築主事) 様		年 月 日	
建築主 住所 氏 名		印	
さきに確認(許可)を受けました次の建築物(工作物・建築設備)については、建築を取りやめましたので、その旨届出します。			
建 築 位 置			
確 認 又 は 許 可	年 月 日 第 号		
理 由			
受 付	処 理 欄	備 考	
	受 理		
			年 月 日
	係 員		職・氏名・印

※太わくの中のみ記入してください。

第13号様式(第19条関係)

建築基準法による命令の公告

建築物の所在地

命令を受けた者
の 氏 名

この建築物は、建築基準法に違反しているので、同法第9条第 項の規定に基づき
を命じたものである。

年 月 日

苫小牧市長 印

(注意)

- 1 この標識は、建築基準法第9条第13項の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられることがある。

- 3 水道 水道
電気の供給を保留するよう 電気 事業者に通知した。
ガス ガス

第14号様式(第21条関係)

その1

建築基準法第48条第 項の規定に適合しない既存建築物の実態届出書										
1	建築物の位置									
2	用途地域			3	地域地区					
4	所有者又は管理者									
5	新設年月日			不適合用途						
6	主要用途									
7	敷地面積									
8	建築面積			敷地面積との比 %			法定限度 %			
9	延べ面積			敷地面積との比 %			法定限度 %			
10	不適合部分の床面積									
11 原動機	出力数		kW		13 機 械	研 磨 機				
	そ の 他		kW			動 力 機				
12 設 備						そ の 他				
14 危 険 物	種 類									
	数 量									
15	不適合部分の概要									
<p>上記のとおり届け出ます。この届出書の記載事項は、 年 月 日現在の 実態に相違ありません。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 印</p> <p>苫小牧市長 様</p>										
備 考										

その2

建築基準法第 条第 項の規定に適合しない既存建築物の実態届出書			
1 建築物の位置			
2 用途地域		3 地域地区	
4 所有者又は管理者			
5 新設年月日			
6 主要用途			
7 敷地面積			
8 建築面積		敷地面積との比 %	法定限度 %
9 延べ面積	a		
	b	敷地面積との比 %	法定限度 %
10 不適合部分の概要			
<p>上記のとおり届け出ます。この届出書の記載事項は、 年 月 日現在の 実態に相違ありません。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 印</p> <p>苫小牧市長 様</p>			
備 考			

注 第9項a欄には、延べ面積の合計を記入し、第9項b欄には、容積率の算定に供する延べ床面積を記入すること。

第15号様式(第21条関係)

建築基準法第88条第2項において準用する同法第48条第 項の規定に適合しない既存工作物の実態届出書				
1	工作物の所有者等の住所氏名			
2	工作物の位置			
3	工作物の用途		4 築造年月日	年 月 日
5	敷地面積			
6	築造面積			
7	工作物の高さ			
8	工作物の数			
9	その他必要事項			
<p>上記のとおり届け出ます。この届出書の記載事項は、 年 月 日現在の 実態に相違ありません。 年 月 日 届出者氏名 印 苫小牧市長 様</p>				
※	第	号	地域	地区

第1号様式（第6条、第7条、第7条の2関係）

第2号様式

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第7条の3関係）

第5号様式（第8条関係）

第6号様式（第9条関係）

第7号様式（第9条関係）

第8号様式（第10条関係）

第8号様式（第10条関係）

第8号様式（第10条関係）

第9号様式（第10条関係）

第10号様式（第12条関係）

第11号様式（第12条関係）

第12号様式（第12条関係）

第13号様式（第19条関係）

第14号様式（第21条関係）

第15号様式（第21条関係）